



30 環第 1798 号
平成 30 年 11 月 5 日

鳥羽プロジェクト合同会社
代表社員 株式会社 SUNホールディングス
職務執行者 大谷 啓 様

伊勢市長 鈴木 健



(仮称)三重県(鳥羽市)太陽光発電新築工事用地造成事業に係る
簡易的環境影響評価書に対する意見について

表題の件について、三重県環境影響評価条例第 38 条の 6 第 1 項に基づき環境
保全の見地から下記のとおり意見を提出します。

記

1. 色彩、素材について

- ・ 太陽電池モジュールの色彩は、周囲の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、ダークグレー又はダークブラウンの中から選択してください。
- ・ 太陽電池モジュールは、低反射（反射光を抑える処置がなされたもの）で、文字や絵、図等が描かれていないなど、模様が目立たないものとしてください。
- ・ フレームや架台の色彩は、太陽電池モジュールと同様に、周囲の景観と調和した色彩としてください。

2. 配置、緑化等について

- ・ 太陽電池モジュールの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置としてください。
- ・ 施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置したり、植栽するなど、人工物の存在感を軽減させる工夫をしてください。
- ・ 尾根線上への設置は避けるとともに、太陽光発電施設が突出しないように（土地の形状に違和感を与えないように）してください。